

下呂市有財産売却公募抽選要領

下呂市役所 総務部 財務課

電話 0576-24-2222（内線 225）

公募による売却の流れ

要領の配布・周知	令和8年7月31日（金）～8月31日（月） 「広報げろ8月号」「ホームページ」により公告 ※市ホームページからダウンロード可
応募期間	令和8年8月3日（月）～8月31日（月） ※土日・休日を除く
提出書類等	「公募抽選参加申込書兼受付書」・・・2部 「印鑑登録証明書」・・・1部 「住民票謄本」・・・1部 ※個人以外の場合は「登記事項証明書」 「市税 納税証明書」・・・1部 ※令和8年度分及び令和7年度分 「誓約書」・・・1部 ※ <u>公募抽選参加申込書兼受付書のみ2部提出。</u>
応募先	下呂市役所 下呂庁舎 総務部 財務課
抽選・契約説明会	受付：令和8年9月4日（金） 13時00分～13時30分まで 場所：いで湯の里ふれあいセンター 3階 会議室 ※受付完了時にお渡しする「公募抽選参加申込書兼受付書」を持参してください。 ※代理人が出席する場合は「委任状」が必要です。 抽選：令和8年9月4日（金）13時30分～ 場所：いで湯の里ふれあいセンター 3階 会議室 契約説明：抽選終了後
売買契約の締結	令和8年9月25日（金）までに締結 ※売買契約締結までに、契約保証金として売買金額の100分の10以上の金額を納付
売買代金納付	代金納付期限 令和8年10月26日（月）まで 契約残金(契約保証金を除いた額)
所有権移転	売買代金完納と同時に所有権移転登記の手續開始
物件引渡し	所有権移転登記の完了と同時に引渡し

1 公募抽選対象土地（別紙）

○売払物件は、現状での売買及び引き渡しとなります。物件によっては、敷地内にフェンス、塀、側溝、擁壁等の工作物、構造物が設置されていますが、これらの工作物等の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担について、市は実施しません。

○物件の敷地内にある電柱、電線、ケーブル、道路設置物、道路標識等がある場合は、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、購入者で設置者又は管理者等にお問い合わせください。

○公法上の規則等により、使用用途等が制限される場合があります。

2 応募者の資格

応募者の資格は、次の条件に該当しない者としてします。

（１） 下呂市の公有財産に関する事務に従事する職員。

（２） 下呂市及び住民登録地に納付すべき税等に滞納がある者。

（３） 売買契約を締結する能力を有しない方（成年被後見人又は、被保佐人・被補助人であって契約締結のための必要な同意を得ていない方及び破産者で復権を得ない方）

（４） 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から④までのいずれかに該当する者

① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

② 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③ 次のいずれかに該当する者（法人の場合は法人の役員等）

ア暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

イ自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの

ウ暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

④ 上記①から③に該当する者の依頼を受けて申込をしようとする者

（５） 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 応募者の条件

- ① 同一人物、同一世帯、または法人とその代表者等、実質的に同一とみなされる者が同一物件に応募することはできません。
- ② 2名以上の連名（共有）による応募もできます。
- ③ 上記①に違反する応募があった場合には、当該物件に係るその応募者のすべての応募は無効となります。
- ④ 応募者の資格は、個人（上記②の連名を含む）に限定しません。

4 応募の手続き

（1） 応募書類等の提出方法

- ① 市役所へ持参又は郵送（書留）のいずれかとします。
- ② 提出書類はお返ししませんのでご了承下さい。
- ③ 応募される方は、必ず現地をご確認ください。

（2） 受付期間及び場所

受付期間	令和8年8月3日（月）～8月31日（月） （持参）午前8時30分～午後5時15分 ※土日・休日を除く （郵送）令和8年8月31日（月）まで ※いずれも必着が条件です。
受付場所 郵 送 先	〒509-2295 下呂市森960番地 下呂市役所 総務部 財務課（下呂市役所下呂庁舎）

（3） 応募に必要な書類

- ① 公募抽選参加申込書兼受付書（別記1号様式）・・・・・・・・・・2部
※1部は受領後、受付処理を行い申請者へお返しします。
- ② 住民票謄本（個人以外の場合は登記事項証明書）・・・・・・・・・・1部
- ③ 印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ④ 市税 納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
令和8年度分及び7年度分
- ⑤ 誓約書（別記2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

（4） 受付書の交付

提出された「公募抽選参加申込書兼受付書」の内容を確認のうえ、受付します。
受付後、「公募抽選参加申込書兼受付書」の一部に受付印を押し、応募者に交付します。抽選会場への入場には、受付をした「公募抽選参加申込書兼受付書」の持参が必要となりますので、大切に保管して下さい。

(5) 応募物件の取下げ

① 応募物件の取下げ

応募物件の取下げは、「公募抽選取下げ申込書兼受付書（別記3号様式）」の持参又は郵送（書留）により、受付期間内に限り行うことができます。

② 取下げ時の注意事項

持参又は郵送以外の応募物件の取下げは受け付けません。

5 抽選

(1) 抽選会の日時及び会場

抽選日時	令和8年9月4日（金）（受付）午後1時～午後1時30分 （抽選）午後1時30分から
抽選会場	いで湯の里ふれあいセンター 3階 会議室

(2) 抽選会への出席

- ① 抽選会には、必ず応募者本人又は代理人の出席が必要です。応募者本人又は代理人が出席されない場合は応募を辞退したものとみなします。
- ② 抽選に参加する場合は、公募抽選参加申込書兼受付書を必ずご持参下さい。
- ③ 代理人が参加する場合は、委任状（別記4号様式）が必要です。委任状を持参されない場合は、抽選に参加することはできません。
- ④ 抽選会場には、応募1件につき1名のみ入場することができます。
- ⑤ 抽選開始時刻までに受付されない場合は、抽選を辞退したものとみなします。

(3) 抽選の方法及び当選者等の決定

- ① 抽選の方法は、会場で説明します。
- ② 応募者が1者のみの場合は、その方を当選者とします。
- ③ 応募者が2者以上の場合は、抽選により当選者1者と補欠者（5名以内）を決定します。

(4) 抽選結果の発表及び通知

抽選会場において当選者及び補欠者を発表するとともに、当選者には当選者決定通知書を交付します。

(5) 補欠者の繰上当選

当選者が辞退等によりその資格を失った場合は、第1順位から第5順位の補欠者を順位上位の方から自動的に繰上げ当選者とし、その旨を連絡します。

当選者又は繰上げ当選者が契約を締結した場合は、補欠者の資格は消滅します。

(6) 権利譲渡の禁止

当選者及び補欠者は、その資格を第三者に譲渡することはできません。

6 契約説明会

当選者の方を契約予定者として、抽選日に契約説明を行い、売買契約の手続き等について説明します。当選者（又は代理人）は必ず出席して下さい。応募資格に違反していることが判明した場合は、その時点で当選者の資格を失います。

7 契約の辞退

当選決定後に契約を辞退する場合には、契約説明会から5日以内（令和8年9月8日まで）に契約辞退届（別記5号様式）を提出していただきます。

8 契約の締結

（1）売買契約の締結

契約予定者資格の審査の結果、下呂市が契約の相手方として適当と認めた場合は契約を締結します。

売買契約の締結は、令和8年9月25日（金）までに行います。

売買契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

（2）繰上当選者の契約締結手続き

繰上当選者の方には、売買契約締結の期限について、別途通知します。

9 契約保証金の納付

売買契約締結までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納付していただきます。なお、契約保証金は売買代金の一部に充てます。ただし、契約保証金には利子を付けません。

10 売買代金の納付

（1）売買代金は、下呂市が発行する納入通知書により、納期限（令和8年10月26日）までに所定の金融機関で納付していただきます。

（2）下呂市が納付不能と認めた場合は、売買契約を解除します。この場合、納付された契約保証金は返還しません。

11 所有権移転及び引渡し

（1）所有権移転

売買代金の全額が納付後、すみやかに下呂市において買受者への所有権移転登記の手続きを行います。登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。納付していただく登録免許税の税額については、契約締結時にお知らせ致します。

(2) 引渡し

所有権移転登記の完了と同時に、売買物件をその所在する場所において現況のまま引き渡します。

12 用途指定の条件

(1) 物件 1 及び物件 2 は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条に規定する用途地域内において建築してはならない建築物を建築することができません。

(2) 落札者は売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する施設の用に供することはできません。

(3) 売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。

(4) 落札者は、売買物件を第三者に所有権移転するときは、前各項の条件を付さなければなりません。

13 譲渡等の禁止条件

契約締結の日から 5 年間は、売買、贈与、交換等による所有権の第三者への移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくはその他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。ただし、住宅等を建築するための借入れに伴う抵当権の設定は行うことができます。また、次の事由に該当する場合には、事前に下呂市の承認を得て所有権の移転又は権利が設定できます。

① 相続等のやむを得ない事由が生じた場合

② 配偶者又は 2 親等以内の親族に住宅敷地等として使用貸借する場合

14 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、下呂市は随時に実地調査を行い、又は買受者に必要な報告を求めることがあります。

15 違反金

購入者が上記 12 用途指定、13 譲渡等の禁止の条件に違反した場合及び 14 実地調査を正当な理由なく拒み、妨げた場合は、売買契約を解除（売買物件を市へ返還）し、さらに売買代金の 100 分の 10 の違約金を支払っていただきます。

問い合わせ先

下呂市役所 総務部 財務課

0576-24-2222 (225)